

初診時選定療養費の徴収について

当院では、他の保険医療機関等からの紹介状を持参されず、直接来院された患者様については初診に係る費用として **3,300 円(税込)初診時選定療養費**をいただいております。

ただし、緊急その他やむを得ない事情により来院した場合にあっては、この限りではありません。

初診時選定療養費とは、平成 8 年 4 月 1 日の健康保険法の改正により、地域の医院・診療所と病床数 200 床以上の病院との役割分担と連携を図るため、200 床以上の病院での初診に対して、他の保険医療機関より紹介状がない場合には初診に係る費用として、算定するものです。

当院は 200 床以上の病院ですので、保険診療上(療養担当規則)の計算方法にそって初診時紹介状をお持ちでない患者様については通常の医療費の他に初診時選定療養費を徴収させていただいております。ただし、下記のような患者様は徴収の対象にはなりません。

ご理解の程よろしくお願い致します。

- ① 緊急その他やむを得ない場合、来院された患者様は対象外になります。
- ② 国・地方の公費負担医療制度の受給対象患者様は対象外になります。
特定疾患・小児特定疾患・医療保護・原爆医療
身体障害医療・結核予防医療・精神保健医療・感染予防医療
公害医療・児童福祉医療・重度心身障害者医療等

2022 年 11 月 1 日
成田富里徳洲会病院